

大口町業者指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大口町が発注する工事、設計及び測量の委託並びに物品の買入れ、その他（以下「工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、業者指名審査事務取扱要綱（昭和56年大口町要綱第3号）第2条第2号に定める業者の指名停止について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止決定機関)

第2条 大口町契約規則（昭和54年大口町規則第6号）第26条に基づく入札参加資格者名簿に登載された者及びその者らによって結成された共同企業体（以下「有資格業者」という。）の指名停止は、大口町業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

2 委員会の委員長は、有資格業者の指名停止について必要に応じ関係者の意見を聴取することができる。

(指名停止)

第3条 有資格業者が、別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。この場合において、指名を取り消した者に対する新たな指名選定は原則として行わないものとする。

(共同企業体に関する指名停止)

第4条 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者は除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で、指名停止を併せて行うものとする。

2 前条第1項の規定により指名停止となった有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が、いずれかの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）にそれぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第6条 委員会の委員長は、第3条第1項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、町長にその旨を報告し、町長は当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により指名停止を通知する場合において、当該指名停止の事由が当町の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ委員会の承認を得たときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が大口町発注の契約に係る工事等の一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 委員会は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第10条 第3条第1項の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者の名称、期間、理由及び該当する別表各号に掲げる措置要件を、大口町ホームページへの掲載により公表する。

(その他必要事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、有資格業者の指名停止措置に関し必要事項は、委員会の審議を経て町長が定める。

附 則 (平成15年大口町訓令第2号)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年大口町訓令第2号)

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成18年大口町訓令第14号）

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日 大口町訓令第19号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月24日 大口町訓令第16号）

（施行期日）

- 1 この要領は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行後にした行為に対して、他の要領の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の要領の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の要領の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の要領の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

別表第1（第3条指名停止の要件、期間関係）

愛知県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 当町の発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>（過失による粗雑工事等）</p> <p>2 当町と締結した契約に係る工事等（以下この表において「当町発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>3 愛知県内における工事等で前号に掲げるものの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、当町発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p>

<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	
<p>5 当町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p>	
<p>7 当町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2月以内</p>

別表第2（第3条指名停止の要件、期間関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当町の区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次のイ又はロに掲げる者が愛知県内（大口町を除く。）の公共機関の職員に対して行った贈</p>	<p>逮捕又は控訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>逮捕又は控訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>逮捕又は控訴を知った日から</p>

<p>賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>2月以上6月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>1月以上3月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>4 愛知県内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
<p>5 当町発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上9月以内</p>
<p>(談合又は競売入札妨害)</p>	
<p>6 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が愛知県内において談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内</p>
<p>7 当町発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>8 愛知県内において、建設業法（昭和24年法</p>	<p>当該認定をした日から1月以</p>

<p>律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(不当要求行為等)</p>	<p>上9月以内</p>
<p>9 大口町不当要求行為等対策要綱(平成15年訓令第16号)第8条に規定する警告が行われたとき。</p> <p>(暴力的不当行為等)</p>	<p>当該警告をした日から1月以上9月以内</p>
<p>10 次のイからトのいずれかに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 有資格業者である法人等の役員等(以下「有資格業者の役員等」という。)が暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」とい。)であると認められるとき。</p>	<p>12月。ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで</p>
<p>ロ 暴力団員等が有資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>12月。ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで</p>
<p>ハ 有資格者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内。ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで</p>
<p>ニ 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴</p>	<p>6月以上12月以内。ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで</p>

<p>力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	
<p>ホ 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内。ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで</p>
<p>へ 有資格業者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等（有資格業者であるか否かを問わない。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内。ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで</p>
<p>ト 有資格業者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、町への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>2週間以上4月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p>	
<p>1 1 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>1 2 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>

(その他の重大な事案)

13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。

大口町業者指名審査委員会で決定